

# 第4次南城市行政改革大綱



南 城 市

令和2年1月

# 目 次

第1章 更なる行政改革の必要性	1
1 これまでの取組	1
2 更なる改革の必要性	1
第2章 基本的な考え方	2
1 計画期間	2
2 実施計画の策定	2
3 数値目標	2
4 計画の推進体制と公表	3
第3章 行財政改革の主要事項	3
1 市民との協働によるまちづくりの推進	3
(1) 市民と行政とのパートナーシップの推進	3
(2) 市民ニーズに合わせたサービスの提供	3
2 効率的な行財政運営の推進	4
(1) 自主性・自立性の高い行財政運営	4
(2) 類似施設の整理・統廃合	4
(3) 行政組織や事務の簡素化・合理化の推進	4
(4) 職員の意識改革と人材育成	5
(5) 行政評価の推進	5
(6) 定員管理及び給与の適正化	6
(7) 行政の担うべき役割の重点化	6
(8) スマート自治体の推進による事務効率の向上	7
(9) 外郭団体について	7
(10) 地方公営企業経営の見直し	8
(11) 広域行政の推進	8

# 第4次南城市行政改革大綱

## 第1章 更なる行政改革の必要性

### 1 これまでの取組

平成18年1月に4町村が合併し南城市となって14年が経過しました。

本市では、新市建設計画\*1に掲げる「人の和が支える住民主役の協働のまちづくり」を基本とし、「市民との協働によるまちづくりの推進」、「効率的な行財政運営の推進」をキーワードに、平成27年3月に「第3次南城市行政改革大綱」を策定し、庁舎の統廃合、公用車の削減、旧庁舎への教育機関の誘致及び民間企業への賃貸により雇用の創出や財源の確保に取り組みました。

また、証明書のコンビニ交付、ライフイベント\*2に伴う手続きの一部ワンストップ・サービス\*3の開始、公共交通の再編を行った事で市民の利便性が向上しました。

#### \*1 新市建設計画

新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、新市の均衡ある発展に資する計画として合併前の四町村の合併協議会で策定されたもの。

#### \*2 ライフイベント

人生における大きな出来事。出産、結婚、就職等。

#### \*3 ワンストップ・サービス

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスで、様々な行政手続きを一箇所で行える行政サービスのこと。

### 2 更なる改革の必要性

本市は、今日まで様々な行政改革に取り組んできた事と合併に伴う優遇措置等により着実に基金を積み立てる事ができましたが、令和2年度に普通交付税の激変緩和措置\*4が終了し、令和3年度には沖縄振興特別推進交付金も終了となり、さらに新市のまちづくりに活用してきた有利な合併特例債の発行可能額も残りわずかとなり財政状況が厳しくなることが想定されます。

こうした中で団塊世代が75歳以上となることに伴う2025年問題\*5が差し迫っており、一段と高齢化が進行し社会福祉にかかる費用は増加の一途をたどることが予想されます。

また、公共施設の老朽化が進行しており大規模改修や建替え等に要する費用の確

保が課題となっていることから、機能・目的が類似する施設のあり方を見直し積極的に整理・統廃合を図る必要があります。

これまでの行政改革により一定の成果は出たものの、多様化・高度化する市民ニーズに柔軟に対応するため職員一人ひとりが経営意識を持ちつつ、市民サービスに努め、市民との協働をさらに強化していく必要があります。

将来を見据えた堅実で持続可能な行政運営を推進するためにも常に時代に即した柔軟に対応できる行政体制を構築し、更なる改革を行う必要があります。

**\*4 激変緩和措置**

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後10年間は旧市町村が存続したものとみなして算定（合併算定替）し、その後5年間かけて段階的に縮減されること。

**\*5 2025年問題**

1947年から1949年生まれの「団塊の世代」が2025年ごろまでに75歳以上となることにより医療費など社会保障費の急増など様々な問題が懸念される。

## 第2章 基本的な考え方

市の総合計画に掲げる「ムラヤーを主体とした、自然と文化を継承する福寿のまちづくり」を指針とし、基本施策において「これからのまちづくりは、市民、区・自治会、ボランティア団体、事業者、市などのさまざまな主体が協力して取り組む必要がある」と市民の参画が掲げられていることから、引き続き次に掲げる2つの視点をキーワードに改革を推進します。

### ●市民との協働によるまちづくりの推進

### ●効率的な行財政運営の推進

#### 1 計画期間

この大綱の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年間とします。ただし、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で見直しを図るものとします。

#### 2 実施計画の策定

この大綱の推進項目を具体的かつ着実に推進するため、実施計画を策定します。

#### 3 数値目標

行政改革を着実に推進するためには、定量的な目標を設定することが重要です。このため数値目標として設定できる項目については、実施計画において数値目標を設定します。

#### 4 計画の推進体制と公表

行政改革の推進体制として、庁内の「南城市行政改革推進本部」において進行管理を行います。

また、市民、学識経験者の委員で構成する「南城市行政改革推進委員会」に進捗状況について適宜報告し、さまざまな立場と視点から意見を求め、必要に応じて助言等をいただくとともに、計画の実効性及び透明性を確保するため市の広報等を通じて市民に公表します。

### 第3章 行財政改革の主要事項

#### 1 市民との協働によるまちづくりの推進

##### (1) 市民と行政とのパートナーシップの推進

地域の様々な課題を解決するためには、市民と行政が情報を共有し、対等なパートナーとして協力・連携していかなければなりません。そのためには、開かれた市政のもと、市の保有する各種情報を積極的に公開し、市民が主体的に活動できる事が必要です。平成30年6月に開設した市民活動支援センターの活用で、市民及び区・自治会の自発的で主体的な活動を支援していきます。

また、魅力ある南城市を築くため、市民が選挙をとおして参画する主権者意識の向上を図り、市民と行政の協働<sup>\*6</sup>によるまちづくりを推進していきます。

##### \*6 協働

市民、事業者、行政など各主体が対等な立場で責任を共有し、お互いによきパートナーとして連携し、それぞれが自ら目標の達成に向けて連携するもので、市民の主体性がより発揮できるものです。

##### (2) 市民ニーズに合わせたサービスの提供

多種多様化する市民ニーズを適切に把握し、市民にとって便利で質の高い行政サービスを提供するため窓口の開設時間の検討、適切な接遇の徹底、受付及び事務処理体制の見直し等、窓口環境の改善を図ります。

質の高い市民サービスに繋げるためにも行政手続法及び南城市行政手続条例の適正な運用に努めるとともに、ICT<sup>\*7</sup>の活用を推進し、市民の立場に立った事務手続の簡素化・迅速化に努めます。

##### \*7 ICT (Information and Communication Technology)

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に変わる言葉として使われています。

## 2 効率的な行財政運営の推進

### (1) 自主性・自立性の高い行財政運営

合併に伴う財政支援措置が終了する際の地方交付税の減額に備え、財政健全化のための実施計画等を策定し、持続可能な行財政運営に努めます。

歳入については、市税等の納税意識の向上や滞納整理強化、使用料・手数料及び負担金・分担金等の適正化、企業誘致及び公有財産の有効活用により、さらなる財源の確保に努めます。

歳出については、費用対効果を十分に踏まえて事業に取り組むとともに、経費全般について徹底的な見直しを行い、補助金等についても必要性、公平性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、計画的に整理・廃止等を行います。

また、新たな補助金等の新設は極力抑制するとともに、やむを得ず新設する場合もその必要性、効果等を精査の上、終期を明記し絶えず見直しを行います。

簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、将来を見据えた行財政運営に努めます。

### (2) 類似施設の整理・統廃合

南城市は合併前における類似施設の同時期建設が多く、老朽化に伴い修繕費の増加や同時期における建て替え等が想定されます。各施設について様々な角度から検証し方向性を定め、たうえで公共施設等総合管理計画<sup>\*8</sup>に基づき個別施設計画を作成し、機能・目的が類似する施設の統廃合や複合化の推進を図り、民間活力を積極的に導入する事で財政負担の軽減に努めます。

<sup>\*8</sup> 公共施設等総合管理計画

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

平成26年4月には総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示されている。

### (3) 行政組織や事務の簡素化・合理化の推進

既存の組織機構にとらわれることなく、社会情勢の変化に的確に対処し、新たな行政課題や市民ニーズに対応した施策が展開できるよう柔軟で効率的な組織機構の構築に努めます。

また、事務事業の選択と集中により、限られた財源を有効活用し、PDCAサイクル<sup>\*9</sup>に基づき再点検を行い、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド<sup>\*10</sup>を継続して推進に努めます。

\*9 PDCAサイクル

Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善・見直し）の頭文字を取ったもので、事業を行うに当たって、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方。

\*10 スクラップ・アンド・ビルド

限られたコストの中で効率よく配分するため、採算や効率の悪いものを整理し、一方で新たに生まれてくる行政ニーズを満たすために新たなものを設けること。

#### （４） 職員の意識改革と人材育成

職員一人ひとりが、公務員としての自覚を再認識し、市民への行政サービスの提供者及び地域づくりの担い手として柔軟な発想で地域の実情に合った主体的な行政を推進できるよう意識改革を進めます。また、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則をもとに費用対効果を分析するなどコスト意識の向上を図ります。

人材育成に関しては政策形成能力や法務能力等が習得できる効果的な職員研修を計画的に実施するとともに、国・県や他市町村等との人事交流を積極的に推進し、職員の持つ潜在的な能力や特性を引き出し資質の向上に努めます。

#### （５） 行政評価の推進

行政評価制度\*11を導入し、外部評価\*12による手法を含めた事務事業の見直しに取り組み、必要性・効率性等の評価を行い、当初の目的を達成したものや必要性・効率性が低いものについては廃止・統合・縮小する等、成果を重視した行政運営を行うとともに、予算の効率的な支出、職員の意識改革に努め、市民の視点に立った公正・公平な市政運営の実現と行政の透明性\*13の確保に努めます。

\*11 行政評価制度

行政活動を統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させる仕組みで、政策評価、施策評価、事務事業評価などがある。

\*12 外部評価

行政活動について、外部の有識者等による客観的な評価を受け、その結果を行政運営に反映させる仕組。

\*13 行政の透明性

行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。

## (6) 定員管理及び給与の適正化

定員管理は、平成28年3月に策定した「第二次南城市定員適正化計画」により実施しています。今後も多様な行政ニーズに対応するため、人事評価を活用した柔軟な組織体制の見直しとそれに伴う各部署への配置を行い、多様な任用形態を活用する事でさらなる業務の迅速化・効率化を図り定員管理の適正化に努めます。

また、給与等の適正化については、職員の士気を確保しつつ、国・県・他市・民間との均衡に配慮しながら必要な見直しを図ります。

## (7) 行政の担うべき役割の重点化

行政需要が多様化し増大している今日、行政コストとサービスのバランスを考慮する中で、質の高い行政サービスの提供が求められています。

そのため、定型的な業務を含めた事務事業全般の総点検を実施し、サービスの質を維持する中で民間への委託や民営化の可能性について検証を行います。

また、長期的に社会的ニーズが見込まれる事業で地域経済の活性化に資する視点から、公共施設などの建設、維持管理、運営などについては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するPPP<sup>\*14</sup>・PFI<sup>\*15</sup>の導入を検討します。

さらに、公の施設<sup>\*16</sup>の管理運営に当たっては、指定管理者制度<sup>\*17</sup>を導入していますが、まだ導入していない施設についてもより効果的、効率的にサービスを提供するために指定管理者制度を積極的に活用します。

### \*14 PPP (Public Private Partnership)

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携)と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

### \*15 PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を公共部門が直接実施するよりも効率的かつ効果的に実施する手法。

### \*16 公の施設

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設のこと。

### \*17 指定管理者制度

それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を地方公共団体の指定を受けた者が指定管理者として管理・運営を代行する制度。



## (8) スマート自治体の推進による事務効率の向上

これまでの大綱において、電子自治体\*18の推進に取り組んできたことと、統合した庁舎への移転により庁内の情報基盤整備は整いつつあります。今後は、国が推進している ICT 施策の方向性も踏まえながら、AI\*19及びRPA\*20等の活用により、行政事務の負担軽減・効率化や地域課題の解決・住民のサービス向上を目指して本市における ICT 活用方策を推進していきます。

また、費用対効果を考慮し長期的で効果的な運用ができるよう自治体クラウド\*21の導入を引き続き検討していきます。

市の情報（行政・観光案内情報等）については、ICT を活用した効率的な情報発信により、市民や観光客など、様々な人へ本市の情報を利活用できる環境を整えていきます。

### \*18 電子自治体

インターネットなどの情報通信技術を地方自治体に導入することにより市民に対するサービスの質的向上や行政制度・運営の簡素化、効率化等の改革を推進し実現すること。

### \*19 AI (artificial intelligence)

人工知能とも呼ぶ。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。

### \*20 RPA (robotic process automation)

認知技術（ルールエンジン・機械学習・人工知能等）を活用した、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。主にホワイトカラー業務の効率化・自動化の取り組みである。人間の補完として業務を遂行できることから、仮想的労働者とも言われている。

### \*21 自治体クラウド

住民基本台帳・税務・福祉などの自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取組。

## (9) 外郭団体について

外郭団体\*22の運営については、自助努力による経営の独立性を基本とし、長期的視野に立って、外郭団体職員の適正配置、組織・機構の簡素・合理化、情報公開の取り組みにより、経営の健全化・透明化を促進します。

### \*22 外郭団体

官公庁の組織の外にありながら、その官公庁から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のこと。

#### (10) 地方公営企業経営の見直し

水道事業・下水道事業等については、地方公営企業の経営の基本原則である公共性と効率性の両面の観点を踏まえ、料金の適正な見直しの検討など収入の確保に努めるとともに、事務事業の簡素・効率化、委託による経費の節減合理化を図り、経営の健全化に向けた財務体質の改善を図ります。

また、市民ニーズや時代の変化に対応した事務事業の見直し、受益と負担を明確にして効率的な事業運営を図り、下水道事業においては普及・啓発に取り組み接続率の向上に努めます。

#### (11) 広域行政の推進

生活圏の広域化や多様な市民ニーズに応じて、周辺市町村との広域的な連携・協力などの施策の充実に努めます。

また、既存の組織の在り方や運営等について検証し、より効率的な広域行政の推進に努めます。